

まちや河川を美しく

『ポイ捨て禁止に関する条例』を制定しました

平成18年4月1日施行

本市では、五條市たばこの吸い殻および空き缶等のポイ捨て禁止に関する条例を平成18年4月1日より施行しました。この条例はまちや河川を美しくするため、また住んで良かったと思えるまちづくりのため市民・事業者・公共の場所の管理者の協力が不可欠です。

条例の主な内容

- ポイ捨て禁止対象物・・・空き缶、たばこの吸い殻、瓶、ペットボトル、トレイ、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニール袋等
- 禁止行為・・・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て禁止
ペット(犬、猫等)のふんの放置禁止
- 市は・・・環境美化に関する施策の積極的な推進、その意識の啓発および自主的活動の促進。
- 市民の皆さんは・・・屋外でのたばこの吸い殻、空き缶、ペットのふんは自宅に持ち帰るか、ゴミ箱に捨てる等自らの責任において適正に処理してください。
- 事業者の皆さんは・・・事業活動によるポイ捨て防止について、環境美化推進の啓発、また適正な回収活動を実施してください。
- 公共の場所の管理者は・・・市民、事業者の美化活動に協力し、その管理地を常に清潔に保ってください。
- 罰則規定は・・・必要がある場合、市が立ち入り、調査、指導します。
条例に違反する者に文書による「勧告」を行います。これに従わない場合は、文書による「命令」を行います。さらにその「命令」に従わないときは、氏名、住所、違反の事実を「公表」します。

きれいなまちづくりは、市民の皆さんひとりひとりが、ゴミを捨てないことから始まります。
ポイ捨てを無くし、協力しあい環境美化を推進しましょう！！

問合せ先 生活環境課 ㊦(内線391、388)

ごみの不法投棄は禁止です

ごみの不法投棄が後を絶ちません。平成17年度においては、不法投棄だけで約60件の通報があり、約6日に1回の通報があったこととなります。毎週3日実施している市内公有地の不法投棄物、ポイ捨てゴミ等を撤去している環境パトロールにおいては、37.12tと平成16年度を5.5t上回っております。

不法投棄、ポイ捨てについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および、平成18年4月1日より施行している「五條市たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨て禁止に関する条例」により処罰されますので絶対やめましょう。

ひとりひとりがルールとマナーを守り、住みよいまちをつくりましょう。

問合せ先 生活環境課 ㊦(内線388)



不法投棄された廃材